

【事案 26-72】 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 27 年 2 月 25 日 裁定終了

＜事案の概要＞

募集人による説明不十分により、自分が思っていた契約内容ではなかったことを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 20 年 8 月、終身医療保険を契約したが、平成 26 年 6 月になって初めて、80 歳を過ぎると死亡保険金額が 10 万円になってしまうことに気が付いた。

契約時に、募集人からそのような説明を受けておらず、説明を受けていれば本契約には加入しなかったことから、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 設計書には、終身の死亡給付金が 10 万円であること、遞減定期保険特約が 80 歳でなくなることが図で分かりやすく明記されている。

(2) 募集人は、契約時に 80 歳以降の死亡保障が 10 万円になることを口頭でも説明している。

＜裁定の概要＞

裁判審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集時に同席していた募集人トレーナーの事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、以下の 2 点であると判断する。

(1) 説明義務違反を理由とする、消費者契約法 4 条 2 項にもとづく契約の取消しを求めるもの。

(2) 錯誤を理由とする、民法 95 条にもとづく契約の無効を求めるもの。

2. 説明義務違反

(1) 説明義務とは、契約にあたり、一般人において契約締結意思を決定するうえにおいて、重要な事実を告げなければならないことを意味する。ただし、この説明は必ずしも口頭でなされる必要はなく、内容によっては文書でなされれば足りる。

(2) 本件について、募集人が説明を行ったか否かという点については明確な証拠はないが、設計書が事前に申立人に対して交付されたことは認められる。そして、一般的に募集人が保険契約の内容を説明する際には、設計書を用いることが通常であることから、本件においても、申立人に手交された設計書にもとづいて説明がなされたものと認められる。

(3) 本件の設計書は、死亡保険金については図および死亡時の受取金額の推移が表で示されている。この図では定期保険部分は 66 歳に更新が可能であること、および 80 歳で遞減定期保険特約は消滅すること、递減定期保険特約が消滅しても終身医療保険（主契約）の死亡給付金 10 万円が一生涯継続することが、分かりやすく説明されている。

一方、申立人から提出された証拠のみによって、本件説明がなかったと認めることは困難である。加えて、申立人は、事情聴取において募集人の説明を「良く覚えていない」とも述べていることから、実際に説明義務に違反したことを見ることは困難である。

(4) したがって、本件においては、説明義務違反を理由とする消費者契約法4条2項にもとづく申立人の主張は認められない。

3. 錯誤無効

- (1) 仮に、申立人が、本契約時において、死亡保険金は遞減されないと認識していた、あるいは80歳以降も契約当初の死亡保障を得られると認識していたとすれば、錯誤による無効を主張できる可能性がある。
- (2) しかしながら、申立人の供述以外に、契約の申し込みの際に申立人が主張するような錯誤に陥っていたと認める証拠はない。加えて、申立人は設計書を見れば前記のとおり死亡時の給付内容や、保障の存続期間が容易に理解できることから、これらを読まずに錯誤に陥っていたとしても、申立人は、錯誤に陥ったことにつき重大な過失があると評価される。よって、民法95条ただし書きにより、申立人から無効を主張することはできない。